

現行の新産業創出等推進事業促進計画

1 計画の位置付けと目標

- 福島復興再生特別措置法に基づき作成する計画。
- 新産業創出等推進事業(※1)の実施を促進することにより、福島国際研究産業都市区域(イノベ区域※2)における産業集積の形成及び活性化を図り、福島イノベーション・コースト構想(イノベ構想)の推進を目指す。

※1 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定める事業
 ※2 いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村

- 新産業創出等推進事業を実施する事業者が実施計画を作成し、県知事の認定を受けた後、認定実施計画に基づき事業を実施することにより、課税の特例(※)が適用。

2 対象区域

イノベ区域内であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域。

4 期間

令和3年度から令和7年度までの5年間
 (「認定福島復興再生計画」の期間と同じ)

3 対象業種

6つの重点分野ごとに定める業種
 (日本標準産業分類における業種)。



※ 特例の概要

- 避難対象雇用者等の雇用 … 給与等支給額の15%を税額控除
- 建物や機械等の設備投資 … 特別償却または最大15%の税額控除 など

福島イノベ構想について

- イノベ構想は、東日本大震災と原子力災害によって失われたイノベ区域の産業・雇用を回復するため、イノベ区域において新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。
- 「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」を取組の3つの柱とし、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6つの分野を重点分野として取組を進めている。



変更案の概要

《理由》

- 運用開始から3年が経過し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除や新たな産業団地の整備計画、事業者による新たな取組などが進展していることを踏まえ、構想の実現に資する産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域・業種を追加。

《対象区域の追加案》

[追加区域]

- 南相馬市 … 飯崎産業団地区域、小高復興産業団地(フロンティアパーク)区域 など
- 大熊町 … 大熊インキュベーションセンター区域、駅西交流エリア区域
- 浪江町 … 浪江国際研究学園都市構想キャンパスタウン区域
- 葛尾村 … 野行地区区域
- 飯館村 … 小宮地区区域、深谷地区区域

《対象業種の追加案》

[追加業種]

- 電子部品・デバイス・電子回路製造業など (廃炉分野)
- 道路旅客運送業など (ロボット・ドローン分野)
- 道路貨物運送業など (エネルギー・環境・リサイクル分野)
- 化学工業など (農林水産業分野)
- 社会保険・社会福祉・介護事業 (医療関連分野)

※ 日本標準産業分類の第14回改定(令和5年6月改定、令和6年4月1日施行)に伴う対象業種の改正も併せて実施。